

鷲田委員挿入文案（報告書 20 ページ）

- IV. ヒト受精胚の倫理的な位置付け
 - 1. ヒト受精胚の位置付けに関するさまざまな考え方
 - (2) 哲学的・倫理的側面

(2) 哲学的・倫理的側面

ヒト受精胚の哲学的・倫理的な位置づけに関しては、ヒアリング等において、ヒト受精胚は（人でも物でもない）「人の生命の萌芽」であるという規定しかないであろうという意見が多くあった。ただし、そのほとんどが、以下のようなさまざまな留保条件をつけての意見である。

受精胚と胎児とは連続的な存在であり、その区別は「人」の側からする恣意的なものとなる。さしあたって、「人」（人格）ではないが、たんなる「生命」でもなく、ましてやたんなる「物」では断じてないものとして「人の生命の萌芽」という概念が導入されることになるのであろう。しかし、ヒトの存在に対して技術的な操作的介入が可能になった現在、「～でない」といった否定的なとらえ方ではなく、肯定的なコンセプトが胚の存在全体に求められている。これは、人の生死、生命の基礎的な条件、「人である」ことの意味、個人のアイデンティティの根拠、さらには社会秩序の根幹にかかわるものであるからである。

研究目的の胚の作成について、「人間の尊厳」を侵すとか、ヒトの存在を「商品化」するなどといった批判がなされることが多い。一方、それらが基づく「人」の概念では、胚の取扱いはもはや論じきれない。

「人の生命の萌芽」については、胚は「人の生命の萌芽」として人と同じように尊重されねばならないという考え方と、だからといって同じ取り扱いをすべきということにはならない、という考え方がともに含まれる。その二つの考えを両立させうる考え方が必要である。問題なのは「宗教的な生命観」と並ぶような「倫理的な生命観」ではない。そうした文化的に多様な倫理観ではなく、生命技術と生命倫理をめぐる公共的な意思決定ないしは社会的合意形成のために、多様な倫理観をある許容度をもって受け容れられるような考え方の原理・原則とそれに基づくルールを形成することが必要である。

こうした胚の存在をめぐる生命倫理の議論にあっては、なによりも研究者自身の倫理意識の向上が強く求められる。なぜなら、ルール

の設定は、「きちんとルールを踏まえているからこれでいいだろう」という様な「人の生命の萌芽」に操作的に介入していくことのためらいを切り捨てるといふ、倫理感覚の欠如という事態を招きかねないからである。